

中条飛渡地域協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、中条飛渡地域協議会と称し、事務局を中条公民館に置く。

(目的)

第2条 本会は、十日町市地域自治推進条例に定めるところの地域自治組織として、中条地域（中条地区・飛渡地区）における地域自治推進事業その他の地域活動により、地域の振興と持続的な発展をその目的とする。

(基本的事業)

第3条 前条の目的達成のため、本会が行う基本的な事業は次のとおりとする。

- (1) 地域自治推進計画の策定とその推進事業
- (2) 十日町市から委託された事務の処理
- (3) 十日町市から審議等を求められた事項に対する意見等の具申又は表明
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、中条地域の全世帯とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 12名以内
- (4) 代 議 員 38名以内
- (5) 監 事 2名
- (6) 事 務 局 長 1名

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は理事の互選による。

- 2 理事は中条地区振興会が推薦する者7名以内及び飛渡地区振興会が推薦する者5名以内をもって充てる。
- 3 代議員は、行政区ごとに1人以上の推薦を受けるほか、公募又は関係団体の推薦を受ける等の方法により選出する。
- 4 監事は各振興会の監事の内から各1名を選任する。
- 5 事務局長は、理事会の承認を得て会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、代議員については行政区等の事情により1年とすることができる。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任が選任されるまではその職務を行う。

(役員の任務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は、本会の運営に関する基本的事項を企画・立案し、その推進に当たる。
- 4 代議員は本会の運営に関し、基本的な事項を審議する。
- 5 監事は、毎年度1回以上、会務及び会計を監査し、その結果を代議員総会に報告する。
- 6 事務局長は、会長の命を受け、会務及び会計を処理する。

(役員の報酬並びに費用弁償)

第9条 役員に対し、報酬並びに費用弁償を支払うことができる。

- 2 前項の対象となる役員の範囲及び支給額については、理事会で諮り代議員総会において決定する。

(会議)

第10条 本会の会議は、代議員総会及び理事会とし、会長がこれを招集し、会議の議長となる。

- 2 代議員総会は、本会の最高決議機関とし、毎年1回開催するものとし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 代議員総会の決議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の改定に関すること
 - (2) 地域自治推進計画及び主要な事業計画に関すること
 - (3) 予算に関すること
 - (4) 専門部会の設置その他本会の運営に関し特に重要と認められる事項に関すること
 - (5) 事業報告及び決算報告の承認に関すること
- 4 代議員総会は、代議員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 5 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局長によって構成し、会務全般について協議、調整し、本会の健全な運営に資するものとする。予算の補正に関しては、次のとおりとする。
 - (1) 中条地区と飛渡地区への当初配分枠にまたがる補正の場合は、理事会において補正する。
 - (2) 中条地区と飛渡地区の配分枠範囲内での補正は、各地区の理事において補正する。

(専門部会)

第11条 本会に、必要により専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の種類、組織及び運営等に関し必要な事項は別に定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、負担金、市交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- この規約は、平成24年4月1日から施行する。
この規約は、令和元年5月15日から改定施行する。
この規約は、令和5年5月16日から改定施行する。
この規約は、令和6年5月15日から改定施行する。